

## 当院職員による入院患者さまへの虐待事案について【最終報】

当院職員による入院患者さまへの虐待疑い事案については、令和6年5月に該当自治体に通報し、調査を進めておりましたが、今般、全ての自治体より調査結果が通知されました。

調査の結果、10市町より身体的虐待4件、心理的虐待3件、放棄・放置9件の計16件について虐待認定され、被害者は13名、関与した職員は8名となりました。

そのうち、放棄・放置8件については、個人の虐待疑い行為に対してではなく、事案の検証や改善に繋がる検討等の対応が不十分であった病院組織に対する認定とされております。

なお、虐待に関与した職員及び管理監督者については、懲戒処分等が実施されたところです。

被害者の皆さま、患者の皆さま、ご家族の皆さまには多大なる不安やご心配、ご迷惑をおかけすることになり、心よりお詫び申し上げるとともに、障がいのある方の人権を擁護する拠点である病院の院長として、責任を痛感しております。

本事案を受け、病院内で立ち上げた第三者を含めた虐待事案原因分析委員会による分析を踏まえ、以下の再発防止策に取り組んでまいります。

- ・虐待疑い事案を認識した場合には、速やかに虐待防止委員会を開催・審議し、即座に自治体に通報するとともに、疑わしい事案についても迅速に自治体に相談・報告したうえで対応を決定する。
- ・研修内容・方法を工夫のうえ、幹部職員（管理者）を含めた職員に対する虐待防止研修や学習会（介護技術向上に係る病棟勉強会や倫理カンファレンス等）の充実・強化を図り、職員の意識改革を行う。
- ・四半期に1度、第三者（外部委員）による助言・評価等を導入し、開かれた施設運営の推進に努める。
- ・特定の職員に任せることなく、病院組織として虐待防止マニュアルや虐待防止チェックリスト等の内容を定期的に見直し、随時、職員に周知するとともに、虐待防止チェックリストを配布・回収し検証したうえで、結果を踏まえ、虐待防止委員会で取り組むべき対応を検討し、取り組みを実施する。
- ・支援の難しい利用者に対して、よりよい支援ができるよう多職種による事例検討を行い、職員が統一した支援を行うために、看護計画・個別支援計画及び支援の手順書に具体的な対応方法を整理する。
- ・虐待防止委員会で虐待防止への取り組みを検討し実施するとともに、改善計画の進捗状況を評価する。
- ・他施設との交流イベントに参加し、他院で実施している虐待防止に関する取組事項について自院での活用方法を検討する。
- ・虐待に係る通報制度を職員に周知・徹底するとともに、相談・通報連絡窓口を職員、患者（家族）等の皆さまに再周知する。
- ・職員の心のケア対策として「こころの相談窓口」を設置する。
- ・患者（家族）の皆さまとの交流を進め、寄せられた意見を関係者、職員等で共有する。
- ・適切な組織運営体制を確保するために、職員確保に努める。

今後は、このような虐待を起こさないという固い決意を持って、信頼回復に全力で努めてまいります。

令和7年2月14日

独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院  
院長 久留 聡